

伊達市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

伊達市長 須田 博行

伊達市条例第21号

伊達市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

(以下別紙)

伊達市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊達市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年伊達市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「本市」を「市町村」に改める。

第5条第2項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の印鑑登録原票を磁気ディスクをもって調製するものとする。

第14条の見出し中「交付」の次に「及び回収」を加え、同条第3項中「個人番号カードであって」を「個人番号カード）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改め、「利用できるものに限る。以下同じ」の次に「。以下「個人番号カード等」という」を加え、「端末機であって、個人番号カード」を「端末機であって、個人番号カード等」に改め、同条に次の1項を加える。

5 現に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合であって、当該申請の同日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときには、異なる印影の証明書が同日に複数発行されることを避けるため、当該印鑑登録証明書を回収するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。